

第23 非常電源

平成25年3月25日施行

平成27年4月1日改正

1 非常電源の設置種別

設置可能な非常電源の種別は、消防用設備等に応じ、第23-1表によるものとする。

第23-1表

非常電源を必要とする消防用設備等	非常電源専用受電設備	自家発電設備	蓄電池設備	燃料電池設備	容量 (有効作動時間)
屋内消火栓設備	○(注1)	○	○	○	30分間
スプリンクラー設備	○(注1)	○	○	○	30分間
水噴霧消火設備	○(注1)	○	○	○	30分間
泡消火設備	○(注1)	○	○	○	30分間
不活性ガス消火設備(移動式を除く)		○	○	○	60分間
ハロゲン化物消火設備(移動式を除く)		○	○	○	60分間
粉末消火設備(移動式を除く)		○	○	○	60分間
屋外消火栓設備	○(注1)	○	○	○	30分間
自動火災報知設備	○(注1)		○(注2)		10分間
ガス漏れ火災警報設備		○(注3)	○(注2) ○(注3)	○(注3)	10分間
非常警報設備	○(注1)		○(注2)		10分間
誘導灯		○(注4)	○(注5)	○(注4)	20分間 60分間 (注6)
消防用水に設ける加圧送水装置	○(注1)	○	○	○	30分間
排煙設備	○(注1)	○	○	○	30分間
連結送水管に設ける加圧送水装置	○(注1)	○	○	○	120分間
非常コンセント設備	○(注1)	○	○	○	30分間
無線通信補助設備	○(注1)		○(注2)		30分間

(注1) 特定防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上の場合は設置不可

(注2) 直交変換装置を有しないもの

(注3) 二回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量

以上の容量を有する予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合は設置可能

(注4) 20分間を超える時間における作動に係る容量

(注5) 直交変換装置を有しないもの(20分を超える時間における作動に係る容量のものを除く。)

(注6) 平成11年消防庁告示第2号第4に該当する防火対象物

2 非常電源専用受電設備

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能等は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（以下「高圧受電設備」という。）のうちキュービクル式の高圧受電設備（以下「キュービクル式高圧受電設備」という。）は、認定品又は「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号。以下「告示7号」という。）に適合すると認められるものとする

こと。

イ キュービクル式高圧受電設備以外の高圧又は特別高圧で受電する非常電源受電設備は次によること。

(ア) 非常電源回路には、各消防用設備専用の配線用遮断器を設けること。

(イ) キュービクル式（高圧又は特別高圧の受電設備として使用する機器一式を外箱に納めたもので、受電箱（電力需給用計器用変成器、主遮断装置など主として受電用機器一式を収納したもの）及び配電箱（変圧器、高圧配電盤、高圧進相コンデンサー、直列リアクトル、低圧配電盤などを収納したもの）で構成されるもの）のものを一部使用し、当該部分に、検針窓又は計器窓を設ける場合は、次によること。

a ガラス窓を設ける場合にあっては、金属製の網入りガラス（厚さ6.8mm以上）又はこれと同等以上の機械的強度及び防火性能を有するものを用いること。

b aに定める金属製の網入りガラスは、上下左右を金具で固定し、火にあぶられても落下しない構造とすること。

c aに定める金属製の網入りガラスに防水処置が必要な場合に限り、パテ及びゴムを使用することができるものとする。

(ウ) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には、非常電源確認表示灯（以下「確認表示灯」という。）を次により設けること。

a 確認表示灯は、配線用遮断器の二次側から分岐して設けること。

b 複数の配線用遮断器を設ける場合は、確認表示灯をそれぞれの回路に設けること。

c 確認表示灯回路には、適正なヒューズを設けること。

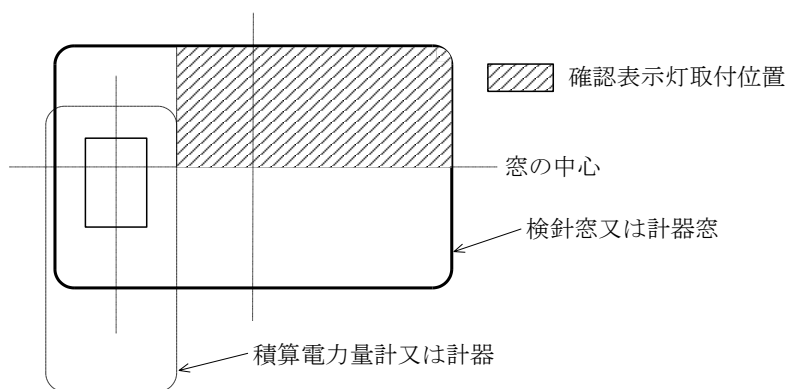
d 確認表示灯は、取付け穴の直径（22.3mm以上）以上の大きさとする。

e 確認表示灯は、外部から容易に確認できる位置に取り付けること。なお、キュー

一ビクル式のものに確認表示灯を設ける場合は、次によること。

- (a) 検針窓又は計器窓から確認表示灯を容易に確認することができる位置に設ける場合は、第23-1図によること。
- (b) 確認表示灯の確認専用窓等を設ける場合は、(イ)に準じて設けるとともに、確認表示灯の位置は(a)によること。
- f 確認表示灯の光色は、赤色とすること。
- g 確認表示灯のカバーには、建基令第1条第6号に定める難燃材料又はこれと同等以上の性能を有する材料を用いること。
- h 確認表示灯回路には、点滅器を設けないこと。
- i 確認表示灯の直近には、確認表示灯である旨を表示すること。

第23-1図 確認表示灯の取付け位置



(エ) 非常電源と非常電源以外の電源（以下「一般負荷」という。）を共用するものは、非常電源回路（非常電源回路に用いる配線用遮断器から電線引出し口までの間）を、厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の厚さ及び強度を有する不燃材料（以下「耐火鋼板等」という。）で、次により区画すること。（第23-2図参照）ただし、上下左右の方向に150mm以上非常電源回路以外の配線用遮断器、その他の機器及び配線と離隔する場合は、この限りでない。

- a 配線用遮断器は、操作面及び裏面を除く上下及び左右の方向で、配線用遮断器の外郭より55mm以上離れた位置に赤色に塗った耐火鋼板等の区画（以下「隔壁」という。）を設けること。
- b 非常電源回路に耐火電線の基準（平成9年消防庁告示第10号）に適合する電線（以下「耐火電線」という。）又はMIケーブル以外の電線を使用する場合は、

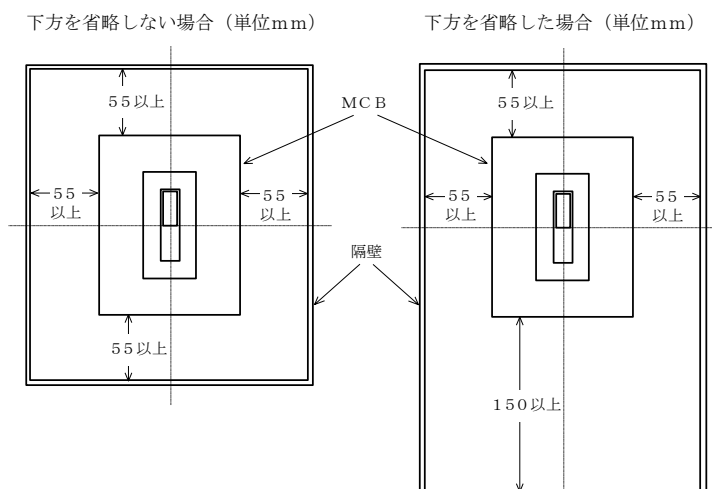
電線被覆面の両側の位置に隔壁を設けること。この場合、隔壁は配線用遮断器の負荷側からキュービクルの電線引出し口までの間とすること。なお、端子台を用いて耐火電線と接続する場合は、J I S C 2 8 1 1（工業用端子台）に適合した端子台を使用するとともに、隔壁は端子台の下方55mm以上（下方に隔壁がない場合の側面の隔壁は端子台から150mm以上）まで設けること。

- c 隔壁の高さは、配線用遮断器の操作面及び電線の被覆面（耐火電線又はM I ケーブルを除く。）から55mm以上とすること。
- d 非常電源回路に用いる配線用遮断器には、「非常電源用」の表示をすること。
- e 非常電源用回路に設けた隔壁内の、配線用遮断器の二次側から電線引き出し口までの間に、次の表示を設けること。

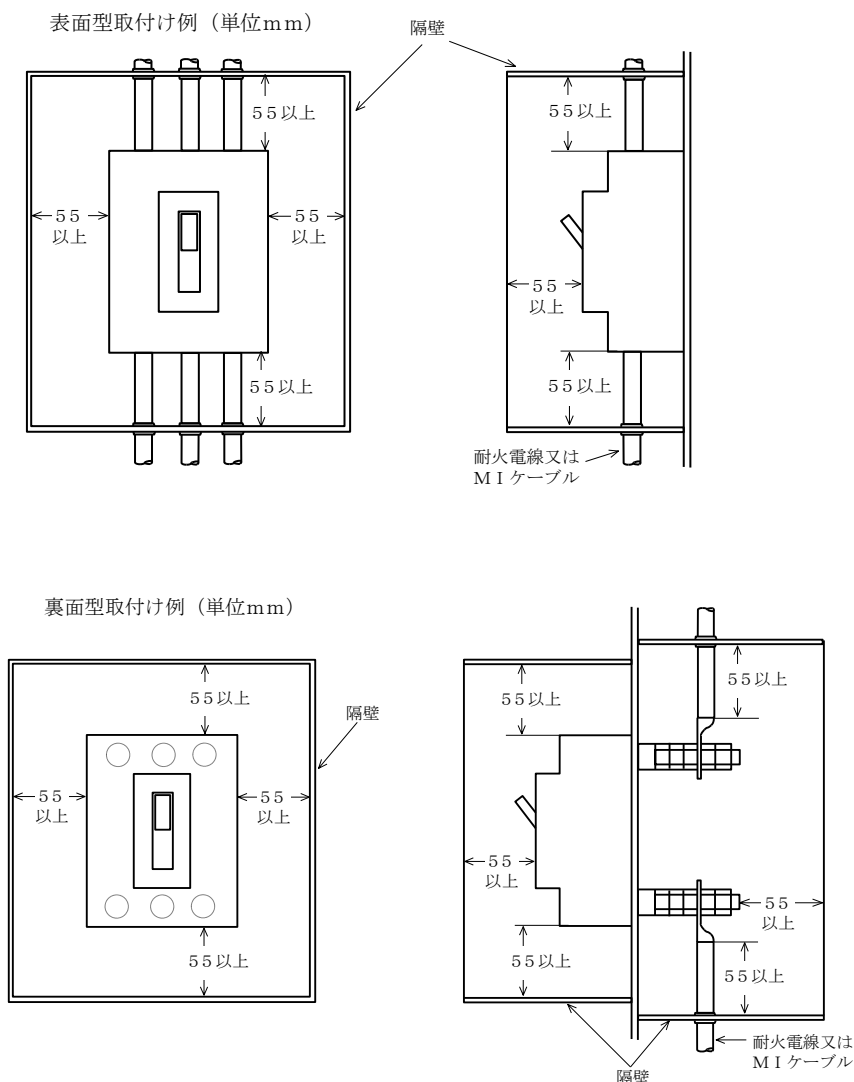
これ以後の配線は耐火電線
又はM I ケーブルで行うこと。

- (オ) 非常電源回路には、地気を生じた場合に警報を発する装置を設けること。
- (カ) 非常電源回路には、漏電遮断機能を有する装置は設けないこと。
- (キ) 非常電源回路以外の電気回路において火災を含む事故等が発生しても、当該電気回路の遮断器が作動して電源から切離することにより、非常電源回路に対する給電は継続され、さらに非常電源回路に接続される機器や遮断器が損傷しないように過電流継電器（OCR）等が調整されていること（以下「保護協調」という。）。

第23-2図 a 配線用遮断器と隔壁の離隔距離



第23-2図b 配線用遮断器の取付け例



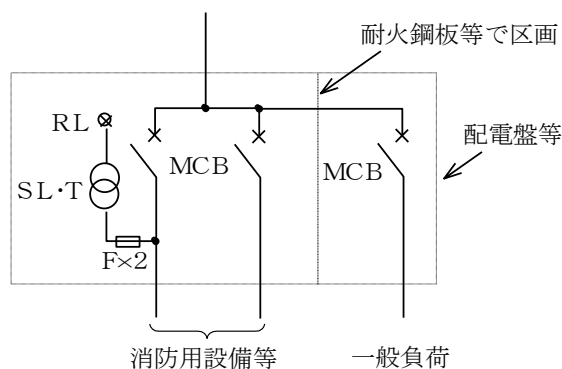
ウ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤（以下「配電盤等」という。）は、認定品又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号。以下「告示10号」という。）に適合すると認められるものとするほか、次によること。

(ア) 非常電源回路の配線用遮断器の二次側には、次により確認表示灯を設けること。

- a 確認表示灯は、電灯用回路及び動力用回路に設けること。また、電灯用回路及び動力用回路に複数の配線用遮断器がある場合は、各回路いずれか一の配線用遮断器に設けること。
- b 確認表示灯は、取付け穴の直径（15mm以上）以上の大きさとする。
- c 確認表示灯は、配電盤等のキャビネットの外部に露出して設けること。

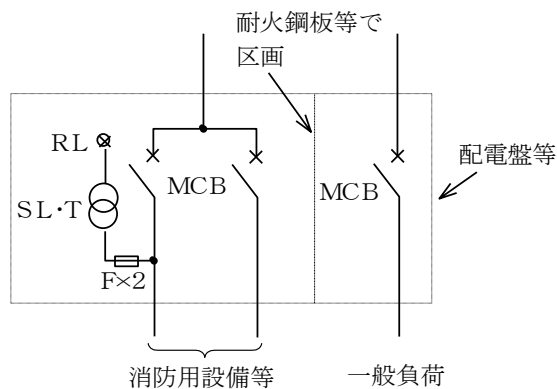
- (イ) 非常電源と一般負荷を共用するものは、非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器（以下「配線機器等」という。）並びに配線と一般負荷回路の配線機器等及び配線を、耐火鋼板等で区画すること。（第23-3図参照）
- (ウ) 非常電源回路の動力用主回路には、ヒューズを使用しないこと。
- (エ) 非常電源回路には、原則として主幹開閉器を設けないこと。

第23-3図 a 電力会社よりの受電点に使用する場合



SL・T：表示灯用変圧器 F：ヒューズ RL：表示灯（赤色）

第23-3図 b 配線の途中に使用する場合



エ その他

- (ア) 非常電源回路の遮断器は、停電時に連動遮断しないこと。
- (イ) 非常電源回路には、漏電遮断機能を有するものは取り付けないこと。
- (ウ) 非常電源回路の開閉器、過電流遮断器及びその他の配線機器で操作することがで

きるものは、当該消防用設備用である旨の表示をすること。

(エ) 地震等の振動による影響を受けるおそれが少ないように、床・壁等に堅固に固定すること。

(オ) 大規模工場等のように、高圧受電設備が直列で複数接続（例：一次変電、二次変電等）されている場合は、非常電源専用受電設備の特性上、下位の高圧受電設備のみが認定品又は告示7号に適合すると認められるものであっても必要とされる性能が確保されないことから、消防用設備等が直接接続される高圧受電設備より上位の高圧受電設備についても、認定品又は告示7号に適合すると認められるものとし、各高圧受電設備間においても保護協調がとられていることを確認すること。

(2) 設置場所

非常電源専用受電設備の設置場所及び設置場所の構造等は、次によること。

ア 屋内に設置する場合は、次に定める場所に設置すること。

(ア) キュービクル式高圧受電設備のうち認定品又は告示7号に適合するもの（以下「認定キュービクル等」という。）は、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、屋根）で区画（以下「不燃区画」という。）された変電設備室、発電設備室、機械室（ボイラー等の火災発生のおそれがある設備又は機器が設置されているものを除く。以下「機械室」について同じ。）又はポンプ室等に設置するとともに、次に掲げる換気設備を設けること。

a 高圧受電設備を設置した場所の換気は、専用で設けること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(a) 延焼のおそれの少ない位置及び構造のもの

(b) ダンパー等により、火災を有効に遮断することができるもの

b 換気設備の屋外に面する開口部には、鳥獣等の侵入を防止することができる措置をすること。

(イ) (ア) に掲げるもの以外の高圧受電設備

不燃区画され、かつ、開口部に常時閉鎖式の防火戸又は防火ダンパー（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた電気設備専用室（以下「不燃専用電気室」という。）に設置するとともに、不燃専用電気室には(ア) a に掲げる換気設備を設けること。

(ウ) 配電盤等

配電盤等を設ける場合には、配電盤等の基準に定める第一種配電盤又は第一種分電盤（以下「一種配電盤等」という。）とすること。ただし、次に掲げる場所等に設置する場合は、この限りでない。

- a 不燃専用電気室
 - b 配電盤等の基準に定める第二種配電盤又は第二種分電盤（以下「二種配電盤等」という。）を不燃区画された変電設備室、発電設備室、機械室又はポンプ室等に設置する場合
 - c 二種配電盤等を、周壁、床及び天井が耐火構造で、開口部に防火戸を設けたパイプシャフト（空調ダクト等の設けられていないものに限る。）に設置する場合
- イ 屋外又は屋上（主要構造部を耐火構造とした場合に限る。）に設ける場合は、次に定める場所に設置すること。

(7) 高圧受電設備

隣接する建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）、隣地境界線（道路境界は除く。以下同じ。）並びに当該建築物等の外壁等から3 m（認定キュービクル等の場合は、1 m）以上の空間を有する場所に設置すること。ただし、次に掲げる場所に設置する場合は、この限りでない。

- a 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しくはおおわれ、かつ、当該設備から3 m以内（認定キュービクル等の場合は、1 m）に開口部の無い場合、若しくは開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所
- b 不燃材料で造られた高さ2 m以上の塀等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場所

(i) 配電盤等

配電盤等を設ける場合は、一種配電盤等とすること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- a 屋上に設ける場合
 - (a) 隣接する建築物等及び隣地境界線並びに当該建築物等の外壁等から3 m以上の空間を有する場所に設置するもの
 - (b) 隣接する建築物等及び当該建築物等の外壁等が不燃材料で造られ、若しくは覆われ、かつ、3 m以内に開口部の無い場合、若しくは開口部に常時閉鎖式の防火戸を設けた場所に設置するもの

b 建築物等の外壁等に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界線から3 m以上の空間を有する場所又は不燃材料で造られた塀等により隣接する建築物等から火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じたもので、次の(a)から(c)に掲げるもの

(a) 建築物等の外壁が不燃材料で造られ、若しくはおおわれている場合

(b) 耐火構造とした建築物等の外壁等又は開放廊下の壁面で、開口部（防火戸が設けられている場合に限る。）から1 m以上の距離（開口部の上方を除く。）に二種配電盤等を設置するもの

(c) 耐火構造の外壁のうち開口部から3 m以上の離隔距離があるもの

c 屋外に設ける場合

隣接する建築物等及び隣地境界並びに当該建築物等の外壁等から3 m以上の空間を有する場所に設置するもの。ただし、不燃材料で造られた塀（塀は配電盤等より高くすること。）等により、火災の影響を受けないよう有効な防護措置を講じた場合にあっては、3 m未満とすることができる。

ウ その他ア及びイに定めるものと同様以上と認められる防火措置を講じたもの

エ 雨水等により機能に障害を生じるおそれのない場所とすること。ただし、有効な防水措置を講じた場合はこの限りでない。

オ 関係者以外の者が、みだりに操作することができない場所とすること。ただし、いたずら防止等の措置を講じた場合はこの限りでない。

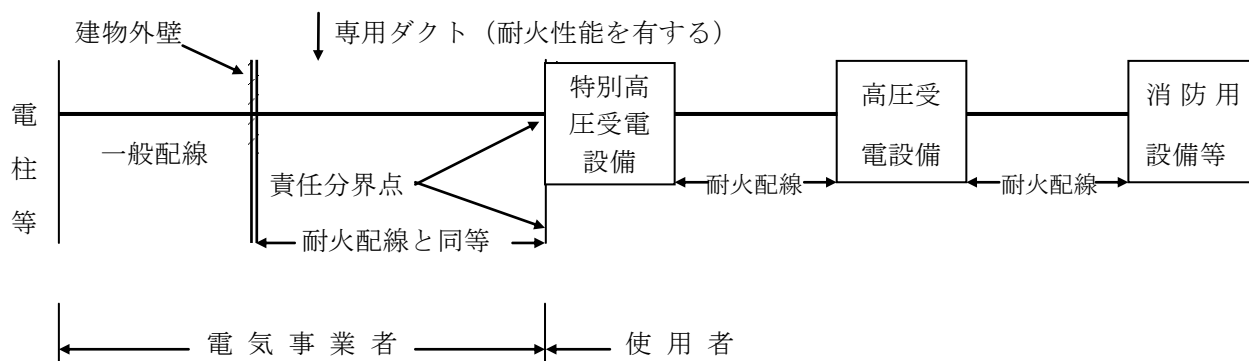
カ 車両等の接触により損傷するおそれのない場所とすること。ただし、柵等の防護措置を講じた場合はこの限りでない。

(3) 非常電源回路の保護

ア 耐火保護を要する範囲

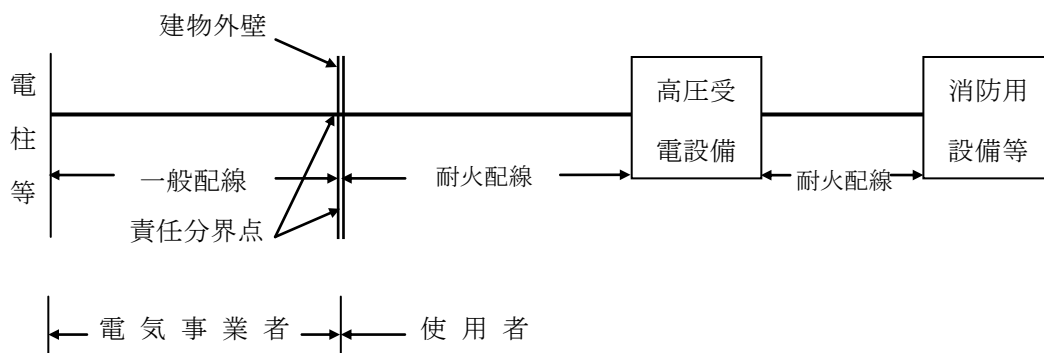
非常電源回路の保護を要する範囲は、電力会社との保安上の責任分界点以後の部分とすること。なお、電力会社の開閉器及び変圧器等が敷地内に設置してある場合（例：中部電力借室）は、開閉器及び変圧器等の二次側が保安上の責任分界点となるか確認して範囲を決定すること。（下図参照）

(7) 特別高圧受電

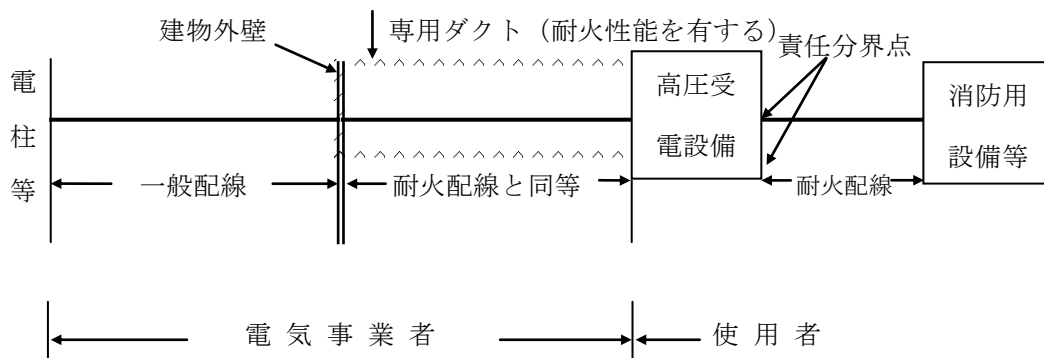


(1) 高圧受電

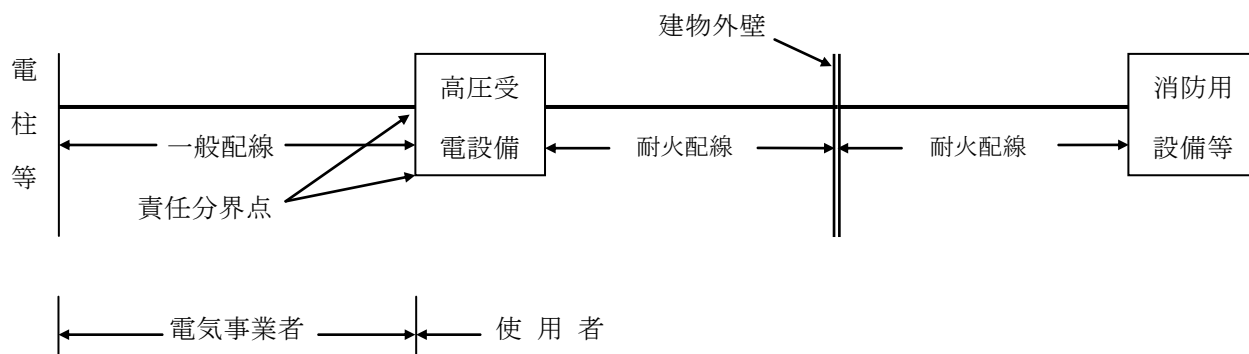
a 一般高圧受電



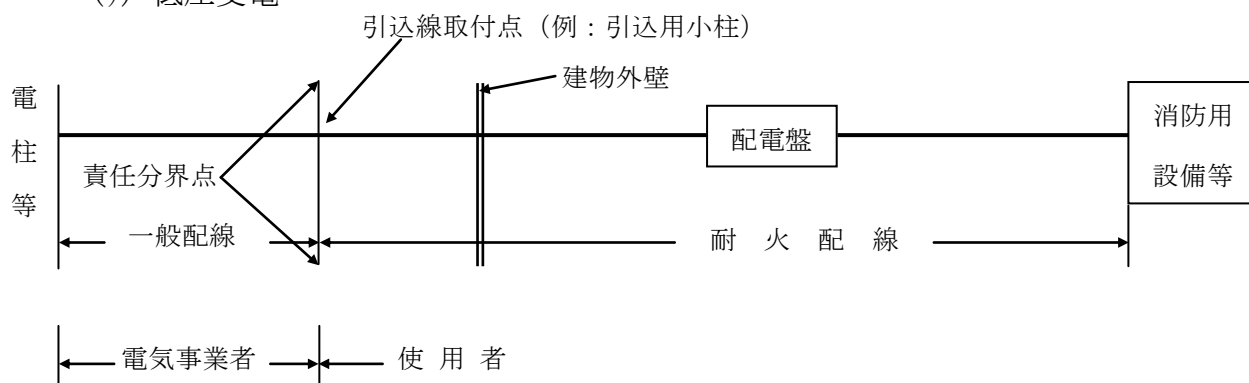
b 電気事業者が借地した場合の高圧受電



c 建物外に設置された場合の高压受電



(ウ) 低压受電



イ 耐火耐熱保護を要しない部分

次に掲げるものにあつては、耐火耐熱保護配線としないことができる。

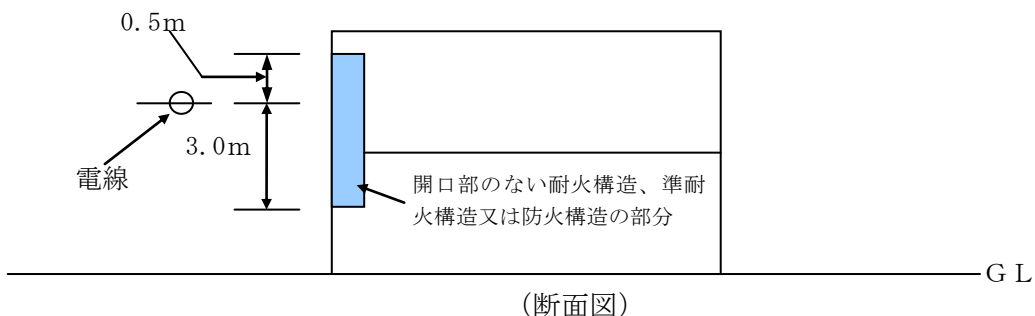
(ア) 地中埋設配線（地中からの立上げ点以降を除く。）

(イ) (2) ア (ウ) a から c 及び (2) イ (イ) a から c に掲げる場所に設置するもの。ただし、「二種配電盤等」とあるのは「耐火鋼板等で作られた箱（のぞき窓を有する場合は、(1) ア (イ) によること。）に収納する積算電力量計及び電流制限器」と読み替えること。

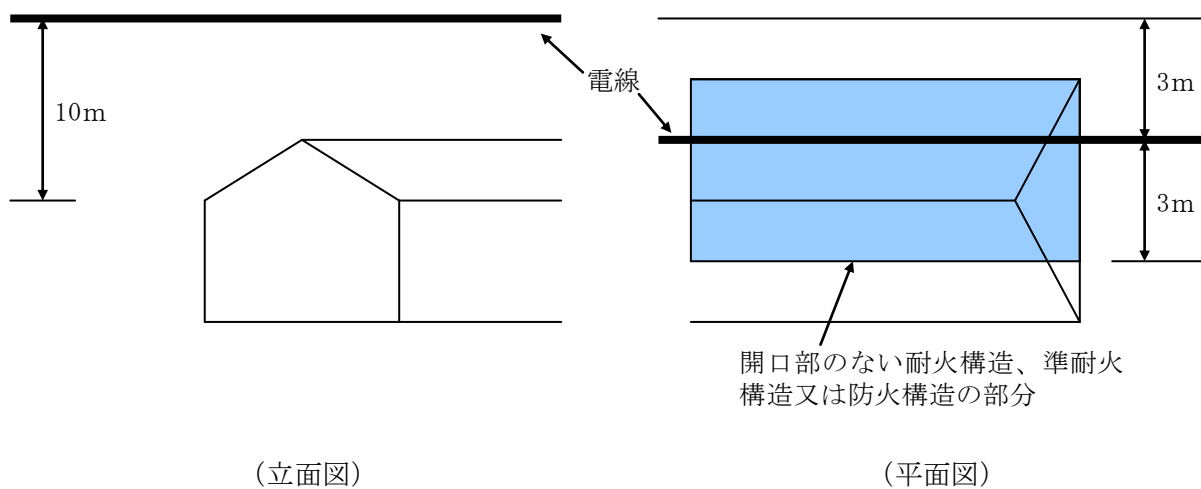
(ウ) 隣地境界線、道路中心線又は工作物から水平距離が 3 m を超え、かつ、電線の下方の工作物までの垂直距離が 10 m を超える架空の部分。ただし、次の a から c までのいずれかに該当する部分についてはそれぞれ 3 m、10 m 以下でよい。

a 電線から水平距離 3 m 以内、垂直距離 10 m 以内に存する部分が不燃材料で造られている工作物（建築物を除く。）に面する電線

- b 電線から水平距離 3 m 以内のうち、地上から電線までと同じ高さから上方 0.5 m、下方 3.0 m までの部分が開口部（はめ殺し窓又は随時開けることができる自動閉鎖装置付の防火戸を除く。）のない耐火構造、準耐火構造又は防火構造である建築物に面する電線（下図参照）



- c 電線の下方 10 m 以内のうち、電線と並行な 3 m 以内の部分がない耐火構造、準耐火構造又は防火構造である建築物に面する電線（下図参照）



(4) 保有距離

ア 非常電源専用受電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第23-2表に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-2表

[単位：m]

機器名 保有距離を確保しなければならない部分	操作面(前面)	点検面	換気面	その他の面	相対する面				発電設備又は蓄電池設備						
					操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの					
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0.2	0	1.0					
キュービクル式以外のもの 閉鎖型のもの			0.6	0.2					1.0	0.2	0.2	1.0	—		
キュービクル式以外のもの オープン式のもの			0.8	—					—	—	—	—	—	—	
一種配電盤等			0.6※	—					—	—	—	—	—	—	—
二種配電盤等				—					—	—	—	—	—	—	—
上記以外の配電盤等	—	—		—	—	—	—	—	—						

備考：欄中—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

※点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。

(5) 非常電源専用受電設備の結線方法

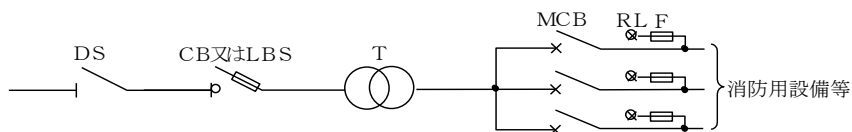
ア 高圧で受電する場合

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、高圧受電設備の結線方法は、保護協調を確認の上、過電流遮断器等を、次の第23-5図の例により設けること。ただし、第23-5図の例に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。また、認定キュービクルは、これに適合するものとして取り扱うこと。

(ア) 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

- a 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合（一般負荷がない場合）は、第23-5図aによること。

第23-5図a



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

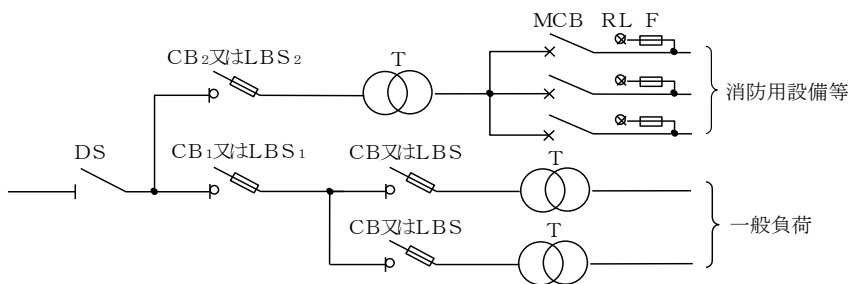
(注1)配線用遮断器(MCB)は、受電用遮断器(CB又はLBS)より先に遮断する性能のものを設けること。

(注2)配線用遮断器(MCB)の定格電流は、次によること。

- ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。
- ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

b 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合(一般負荷がある場合)は、第23-5図bによること。

第23-5図b



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注1)消防用設備等の受電用遮断器(CB2又はLBS2)を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器(CB1又はLBS1)と同等以上の遮断容量を有すること。

(注2)配線用遮断器(MCB)は、受電用遮断器(CB2又はLBS2)より先に遮断する性能のものを設けること。

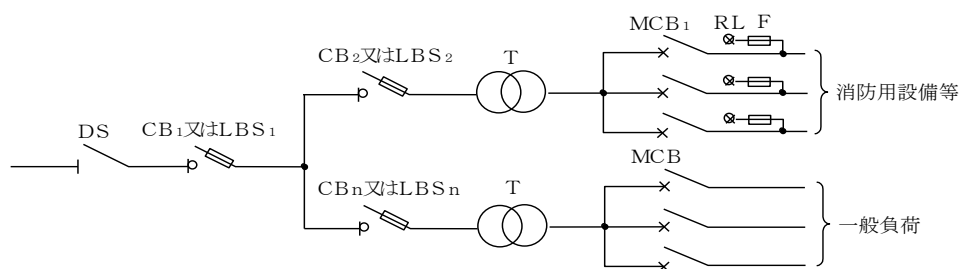
(注3) 配線用遮断器 (MCB) の定格電流は、次によること。

- ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。
- ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

(イ) 非常電源専用の変圧器を設ける場合

非常電源専用の変圧器 (以下「専用変圧器」という。) を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第23-5図cによること。

第23-5図c



凡例 DS : 断路器 LBS : 負荷開閉器 CB : 遮断器 T : 変圧器

MCB : 配線用遮断器 RL : 表示灯 F : ヒューズ

(注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB1又はLBS1) より先に遮断する一般負荷用受電用遮断器 (CBn又はLBSn) を設けること。

(注2) 配線用遮断器 (MCB1) は、受電用遮断器 (CB1又はLBS1) 及び専用変圧器の一次側に設ける遮断器 (CB2又はLBS2) より先に遮断する性能のものを設けること。

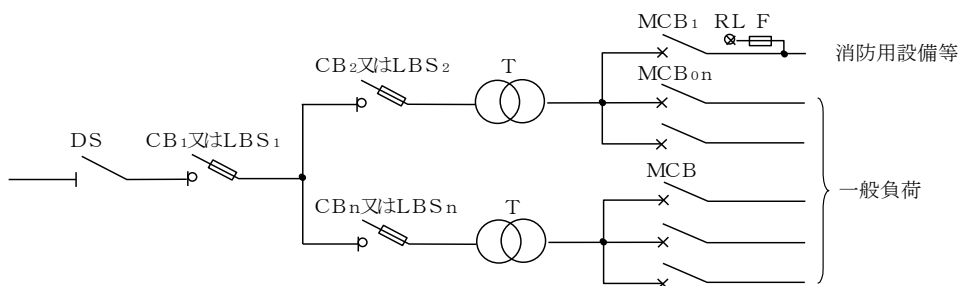
(注3) 専用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器 (MCB1) の定格電流は、次によること。

- ① 配線用遮断器が1台の場合は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。
- ② 配線用遮断器が複数の場合は、一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とするとともに、配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。

(ウ) 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

a 一般負荷と共用する変圧器（以下「共用変圧器」という。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合は、第23-5図dによること。

第23-5図d



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

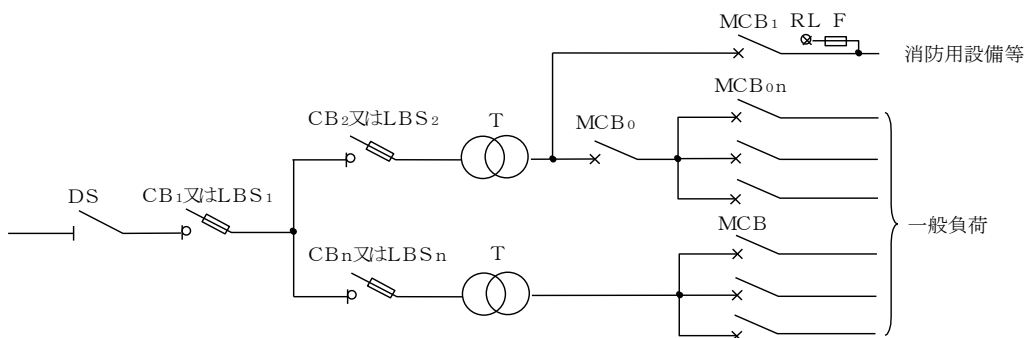
(注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）より先に遮断する性能の遮断器（CB_n又はLBS_n）を設けること。

(注2) 共用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器（MCB₁及びMCB_{0n}）は、次のすべてに適合すること。

- ① 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。
- ② 配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の2.14倍以下とすること。
- ③ 配線用遮断器は、受電用遮断器（CB₁又はLBS₁）及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器（CB₂又はLBS₂）より先に遮断する性能を有すること。
- ④ 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においても、その短絡電流を有効に遮断するものであること。

b 共用変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合は、第23-5図eによること。

第23-5 図 e



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注1) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器（CB1又はLBS1）より先に遮断する性能の遮断器（CBn又はLBSn）を設けること。

(注2) 共用変圧器の二次側に設ける配線用遮断器（MCB1及びMCB0n）は、次のすべてに適合すること。

- ① 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器二次側定格電流以下とすること。
- ② 配線用遮断器は、受電用遮断器（CB1又はLBS1）及び共用変圧器の一次側に設ける遮断器（CB2又はLBS2）より先に遮断する性能を有すること。
- ③ 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合に、当該短絡電流を有効に遮断するものであること。

(注3) 共用変圧器の二次側に設ける一般負荷の主配線用遮断器（MCB0）は、次のすべてに適合すること。

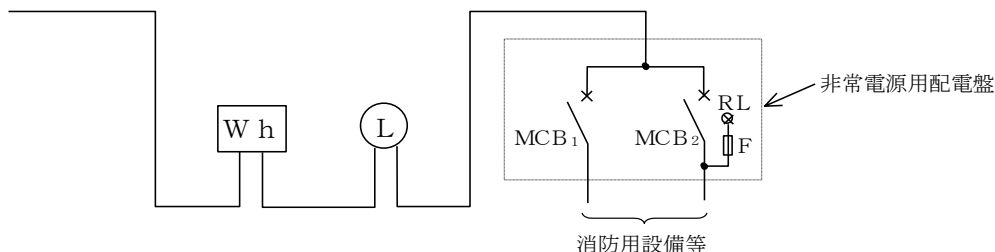
- ① 定格電流は、変圧器二次側定格電流の1.5倍以下とすること。
- ② 消防用設備等の配線用遮断器（MCB1）の定格電流の合計は、変圧器二次側定格電流の2.14倍以下とすること。

イ 低圧で受電する場合

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の第23-6 図の例により設けること。ただし、第23-6 図の例に掲げるものと同様以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

(ア) 非常電源専用で受電する場合は、第23-6図aによること。

第23-6図a



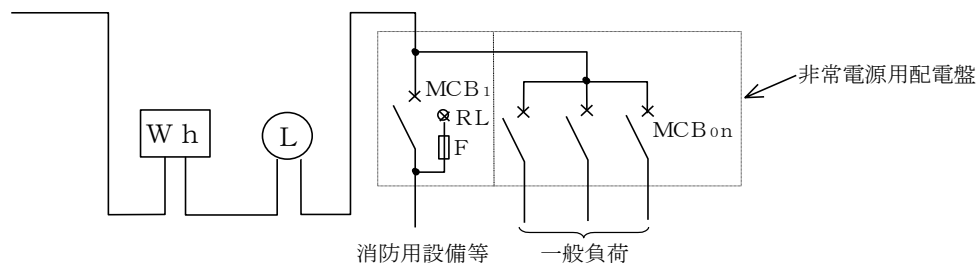
凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 開閉器 凡例 RL : 表示灯
F : ヒューズ

(注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は(3)に定める非常電源回路の保護を行なうこと。

(注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCB1及びMCB2)の定格電流の合計以上とすること。

(イ) 一般負荷と共用で受電する場合は、第23-6図b、c及びdによること。

第23-6図b

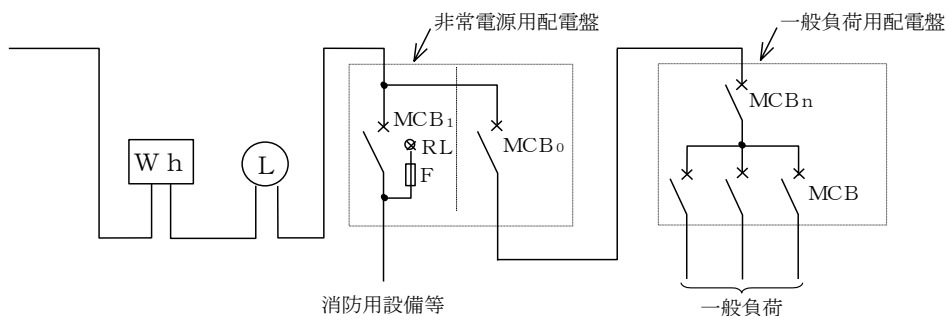


凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 開閉器 凡例 RL : 表示灯
F : ヒューズ

(注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は(3)に定める非常電源回路の保護を行なうこと。

(注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCB1及びMCB0n)の定格電流の合計以上とすること。

第23-6図c



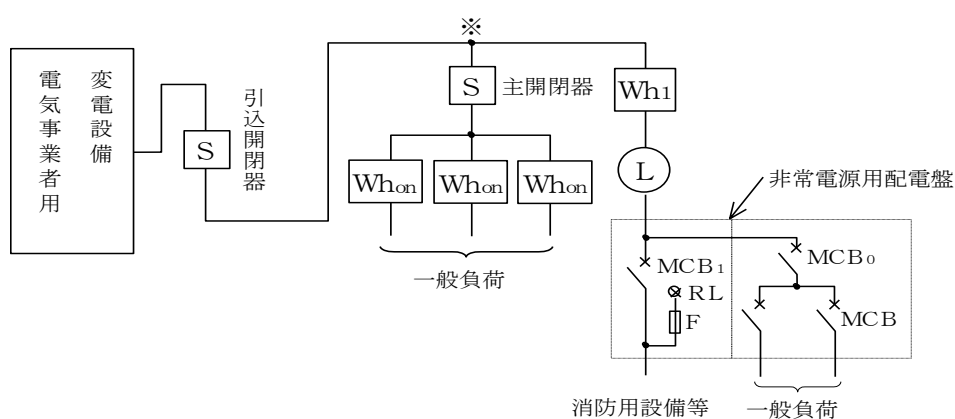
凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 開閉器
 凡例 RL : 表示灯
 F : ヒューズ

(注1) 積算電力量計、電流制限器及び配線は(3)に定める非常電源回路の保護を行なうこと。

(注2) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCB1及びMCB0)の定格電流の合計以上とすること。

(注3) 配線用遮断器(MCB0)の定格電流は、一般負荷用配電盤の配線用遮断器(MCBn)の定格電流以上とすること。

第23-6図d



凡例 Wh : 積算電力量計 L : 電流制限器 MCB : 開閉器
 凡例 RL : 表示灯
 F : ヒューズ

(注1) 積算電力量計(Wh1)、電流制限器、引込開閉器、主開閉器及び配線は(3)に定め

る非常電源回路の保護を行なうこと。

(注2) 非常電源回路の配線に接続部(※)が生じる場合、接続部の配線に耐火・耐熱保護が必要な場合は、6(3)に定める工法とすること。

(注3) 電流制限器の定格電流は、配線用遮断器(MCB1及びMCB0)の定格電流の合計以上とすること。

ウ 非常電源用以外の発電設備を接続する場合

非常電源用以外の発電設備を接続する場合は、発電設備を含む一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、次の第23-7図の例により設けること。ただし、第23-7図の例に掲げるものと同程度以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

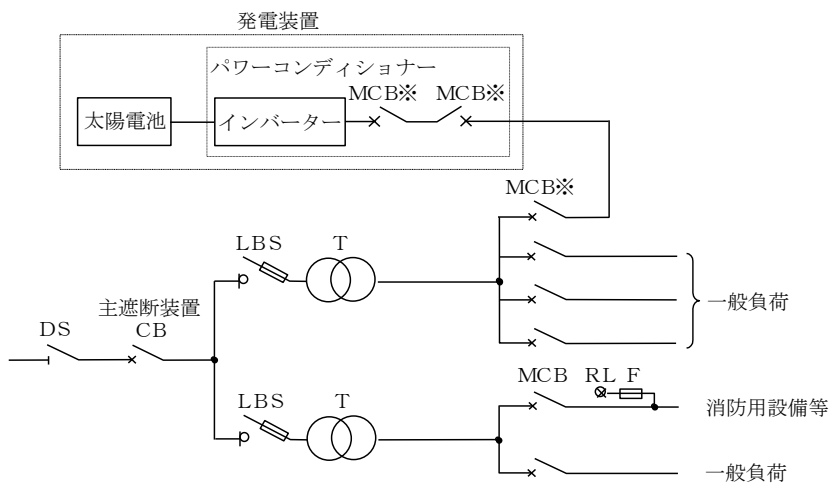
(ア) 常用発電設備を設ける場合

太陽電池発電設備、風力発電設備又はコジェネレーション用発電設備等を非常電源専用受電設備と接続する場合は、次によること。

a 高圧又は特別高圧で受電する場合

- (a) 解列箇所(遮断装置や遮断器を用いて発電設備を商用電力系統から切り離すことができる箇所。以下同じ。)は、主遮断装置以外の箇所とすること。
- (b) 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 解列用遮断器は、十分な遮断性能があるとともに、非常電源専用受電設備の保護装置と保護協調を図ること。
- (d) 高圧受電設備の保護装置は、発電設備の設置に伴う遮断容量の増加に対応したものであること。
- (e) 結線方法は第23-7図aによること。

第23-7図a



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

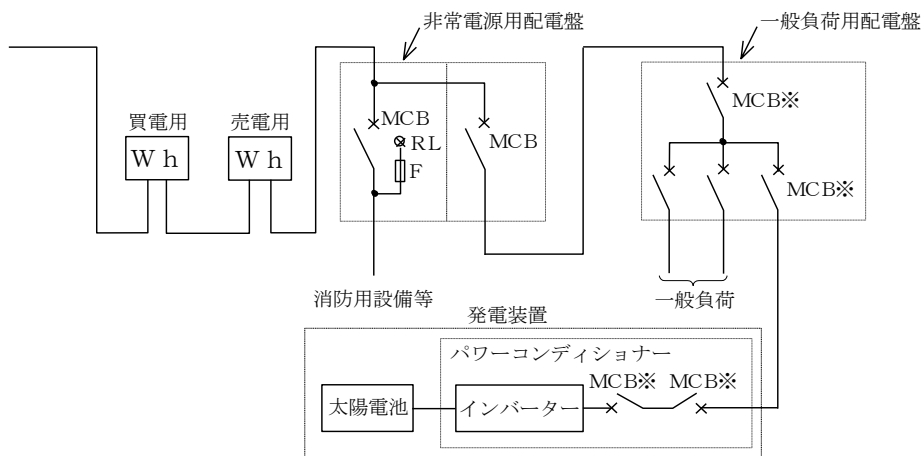
MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ

※ 解列用遮断器が設置可能な場所

b 低圧で受電する場合

- (a) 非常電源回路の一次側には、主幹開閉器を設けないこと。
- (b) 非常電源回路には解列用遮断器を設置しないこと。
- (c) 結線方法は第23-7図bによること。

第23-7図b



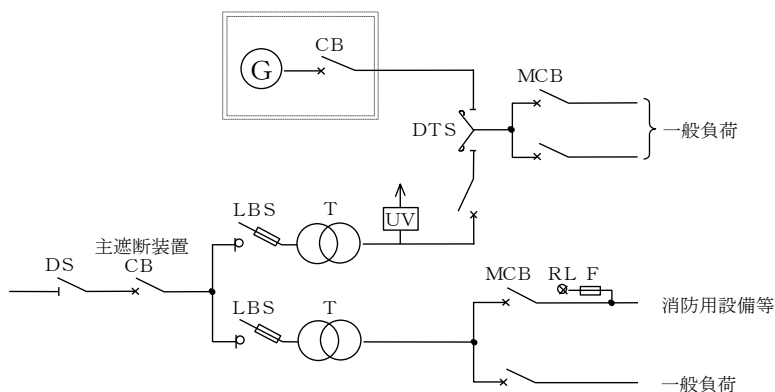
凡例 Wh：積算電力量計 MCB：開閉器凡例 RL：表示灯 F：ヒューズ

(注) 積算電力量計（買電用及び売電用）及び配線は、2（3）に定める非常電源回路の保護を行なうこと。

(イ) 商用電源停止時に起動する予備発電設備を設ける場合は、次によること。

- a 非常電源専用の変圧器及び非常電源と一般負荷とを共用する変圧器の二次側には、切替装置を設置しないこと。
- b 切替装置は十分な開閉能力を有すること。
- c 商用電源停止時に適切な切替えができること。
- d 結線方法は、第23-7図c又はdによること。

第23-7図c（高圧又は特別高圧で受電する場合）



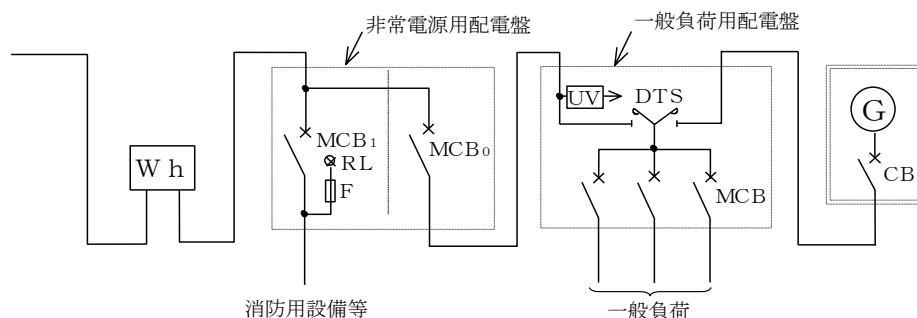
凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ UV：不足電圧継電器

DTS：双投式電磁接触器 G：交流発電機

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

第23-7図d (低圧で受電する場合)



凡例 Wh : 積算電力量計 MCB : 開閉器 凡例 RL : 表示灯 F : ヒューズ

UV : 不足電圧継電器 DTS : 双投式電磁接触器 G : 交流発電機 CB : 遮断器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側からMCB0までの間に設けること。

3 自家発電設備

(1) 構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能等は、2(1)エによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する自家発電設備は、認定品又は自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。）に適合すると認められるものによるほか、次によること。

(ア) 蓄電池式の始動装置

セルモータ付きの原動機の始動に用いる蓄電池設備は、4(1)アに定める蓄電池設備とするとともに、蓄電池には高率放電用蓄電池（各始動間に5秒の間隔を置いて10秒の始動を3回以上行うことができる容量の蓄電池をいう。）を用いること。

(イ) 空気始動式の始動装置

空気始動式の原動機は、空気タンクの圧力が連続して3回以上始動できる圧力以下に低下した場合に自動的に作動する警報装置及び圧力調整装置を設けること。
なお、警報装置の警報信号は防災センター等に表示すること。

イ 自家発電設備の出力等

(ア) 自家発電設備は、原則として消防用設備等の設置単位となる防火対象物の棟（以下「設置単位棟」という。）ごとに設置すること。ただし、同一敷地内に複数の設

置単位棟があり、各設置単位棟間の離隔距離及び当該設置単位棟の用途等を考慮した結果、支障ないと認められる場合に限り、当該複数の設置単位棟のうち非常電源の負荷回路の総容量が最大となる設置単位棟の総容量以上の出力が可能な自家発電設備を1台設置することで足りる。

- (イ) 一の設置単位棟に複数の消防用設備等が設置されている場合は、原則として当該複数の消防用設備等を同時に始動し、かつ、同時に使用（以下「瞬時全負荷投入」という。）するために必要な出力が可能な自家発電設備を設置すること。ただし、複数の消防用設備等が同時に始動した場合において、逐次5秒以内（すべての非常電源回路に送電するまでに要する時間は40秒以内とすること。）に消防用設備等に電力を供給できる装置を設けた場合又は消防用設備等の種別若しくは組み合わせにより同時始動若しくは同時使用がない場合は、設置する自家発電設備の出力を瞬時全負荷投入した場合における出力以上としないことができる。
- (ウ) 電力を常時供給する自家発電設備（以下「常用防災兼用自家発電設備」という。）を設置する場合は、自家発電設備の点検等により、当該自家発電設備から電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないように次に掲げる措置を講ずること。
- a 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合
 - (a) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化が図られていること。
 - (b) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備の点検等を行うこと。
 - (c) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。
 - b 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合
 - aによるほか、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。
- (エ) 自家発電設備に、当該自家発電設備の出力可能な容量を超える非常電源回路及び一般負荷回路が接続される場合は、火災が発生していない場合に限り、消防用設備等の制御電源として必要な電力以外の全ての電力を当該自家発電設備から当該一般負荷回路に供給しても差し支えないものとする。ただし、火災が発生した場合は、次により非常電源回路に供給する措置を図ること。
- a 火災が発生した旨等の信号（以下「切替信号」という。）により、消防用設

備等に必要となる以上の電力が供給されている一般負荷回路を自動的に自家発電設備から遮断することで、非常電源回路に十分な電力を供給すること。なお当該遮断に要する電源として、別に蓄電池設備を設置すること。ただし、当該自家発電設備からの電源供給により自動的に遮断できる場合は、この限りでない。

- b 一般負荷回路の遮断から非常電源回路に送電するまでに要する時間は、40秒以内とすること。
- c 切替信号は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備又は排煙設備の起動信号等によること。

ウ 常用電源が停電した場合の自家発電設備からの送電は、次によること。

(ア) 常用防災兼用自家発電設備以外の自家発電設備

- a 常用電源が停電した場合は、自動的に電圧確立、投入及び送電できるとともに、常用電源が復電した後は、自動的に停止し待機状態となること。ただし、当該自家発電設備を操作する技術員が常駐する防火対象物にあっては、送電及び自家発電設備の停止は手動とすることができる。
- b 自家発電設備に係る非常電源回路と一般負荷回路は、自動的に切り離すことができること。ただし、一般負荷回路側において非常電源回路を自動的に切り離すことができる場合にあっては、この限りでない。

(イ) 常用防災兼用自家発電設備にあっては、イ(エ)aに定める例によること。

エ 常用防災兼用自家発電設備にあっては、電力を常時供給するための燃料（以下「常用燃料」という。）が断たれたとき、次により自動的に非常用の燃料（以下「予備燃料」という。）を供給すること。ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9号に規定するガス事業者（以下「ガス事業者」という。）により安定して供給される場合にあっては、この限りでない。

(ア) 予備燃料への切替えにあっては、常用防災兼用発電設備が運転中又は停止中にかかわらず、常用燃料の供給が断たれた時に自動的に予備燃料に切替わること。

(イ) 予備燃料に切替える場合に常用防災兼用発電設備の非常電源回路への送電を遮断するものは、40秒以内に自動的に消防用設備等の非常電源回路へ送電できること。

オ 自家発電設備の運転に係る異常・故障等の警報信号及び起動信号を表示するための警報装置を防災センター等へ設けること。また、当該警報装置の電源は、4に定める

蓄電池設備（当該自家発電設備に設けられるものを含む。）から供給すること。

カ 気体燃料を使用する自家発電設備（常用燃料を含む。以下同じ。）を設置する防火対象物には、ガス漏れ火災警報設備の検知器（以下「検知器」という。）を次により設置すること。

(ア) 検知器は、当該自家発電設備が設置されている室、キュービクル式自家発電設備（原動機及び発電機を外箱に収納したもので、防塵、防音、防振等の対策措置がされたエンクロージャーを含む。）内、ガス配管の外壁貫通部及び非溶接接合部（建築物等の屋内に限る。）に設置すること。

(イ) 検知器は、（ア）に示す場所（キュービクル式自家発電設備内を除く。）で、当該自家発電設備等から水平距離8 m以内で有効に作動する位置に設けること。

(ウ) 検知器の作動するガス濃度は、使用燃料ガスの爆発下限界（LEL）の4分の1以下の値とすること。

(エ) 検知器が作動した場合は、当該検知器の設置場所が分かるように防災センター等へ警報及び表示すること。

キ 原動機は内燃機関（ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン及びガスエンジン）又はガスタービンとするとともに、原動機の始動に蓄電池設備を使用するものは、外気温等により始動性能が低下しないように設置すること。

(2) 設置場所

自家発電設備の設置場所及び構造は、2（2）の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備及び高圧受電設備」とあるのは「自家発電設備」、「告示7号」とあるのは「告示1号」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定自家発電設備等」と読み替えること。

(3) 保有距離

自家発電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第23-3表に定める数値以上空間を確保すること。ただし、冷却装置にラジエターを使用する内燃機関にあっては、当該ラジエターの吹き出し面（ラジエターに屋外に通じる誘導ダクト等を設けた場合には、当該ダクトの吹き出し面をいう。）から1 m以上の空間を確保すること。

第23-3表

[単位：m]

保有距離を確保しなければならない部分 機器名		操作面 (前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				発電設備又は蓄電池設備	
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	—	—					0	1.0
キュービクル式以外のもの	自家発電装置 ※1	—	—	—	—	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	—
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—						
	燃料タンクと原動機	—	—	—	—	—	0.6 ※2	—	—	—	—	—	—

※1：自家発電装置（発電機と原動機とを連結したものをいう。）には、エンクロージャー式（キュービクル式以外で、騒音防止・防塵等の目的のために覆いをかけたもの）のものも含む。

※2：予熱する方式の原動機にあつては、2.0mとすること。（ただし、燃料タンクと原動機の間には燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合を除く。）

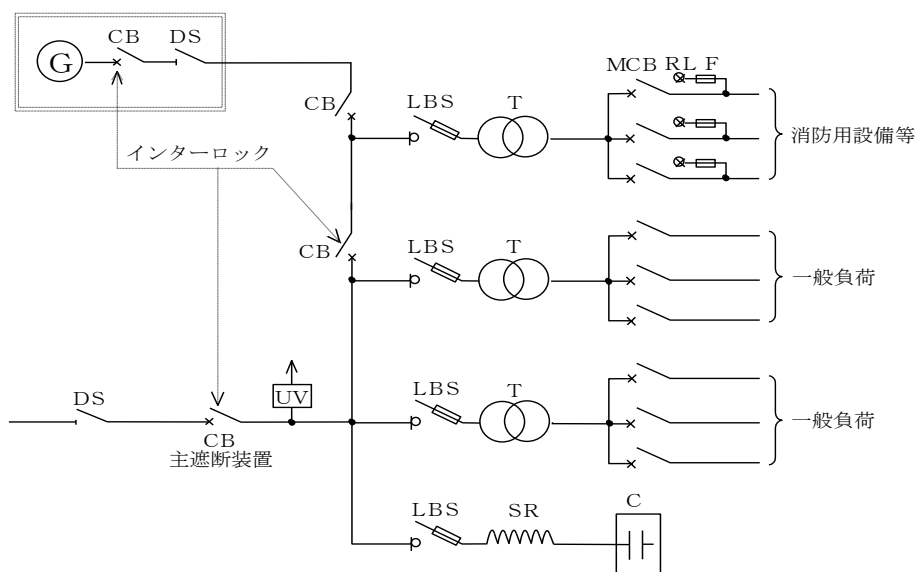
備考：欄中 — は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(5) 自家発電設備の接続方法

一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、自家発電設備と負荷の結線方法は、保護協調を確認（各遮断器の特性は2（5）に掲げる非常電源専用受電設備の結線方法の例によること。）の上、過電流遮断器等を、次の第23-8図の例により設けること。ただし、第23-8図に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合は、この限りでない。

第23-8図a

高圧自家発電設備の例（自動遮断器等でインターロックして設けた例）



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

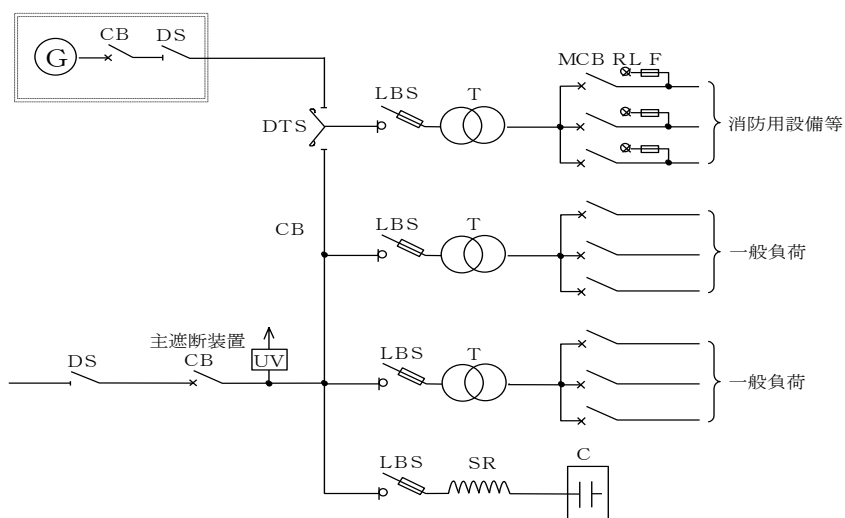
MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー

SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器

(注) 不足電圧継電器は主遮断装置の二次側に設け、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

第23-8図b

高圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー

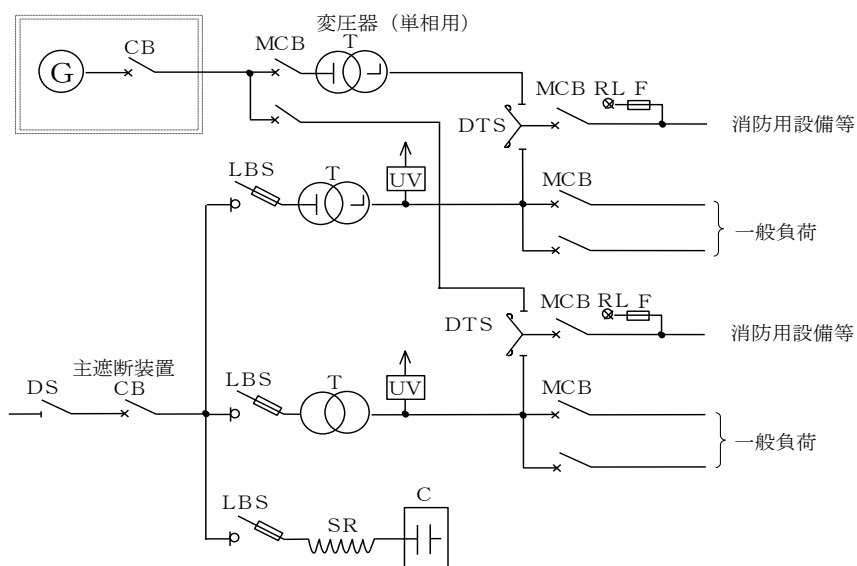
SR：直列リアクトル G：交流発電機 UV：不足電圧継電器

DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から主遮断装置の二次側までの間に設けること。

第23-8図c

低圧自家発電設備の例（高圧受電設備に自動切替装置を設けた場合）



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器 MCB：配線用遮断器

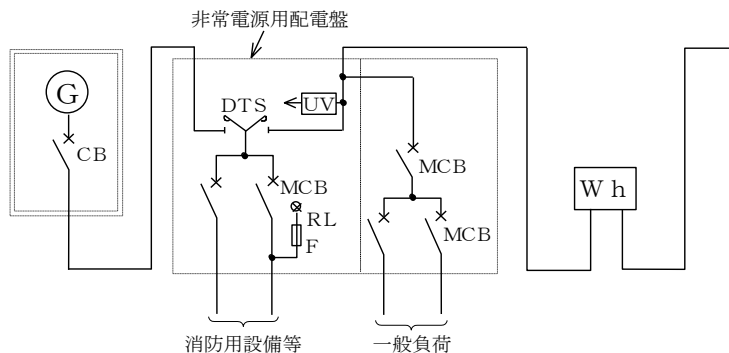
RL：表示灯 F：ヒューズ C：進相コンデンサー SR：直列リアクトル

G：交流発電機 UV：不足電圧継電器 DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

第23-8図d

低圧自家発電設備の例（配電盤に自動切替装置を設けた場合）



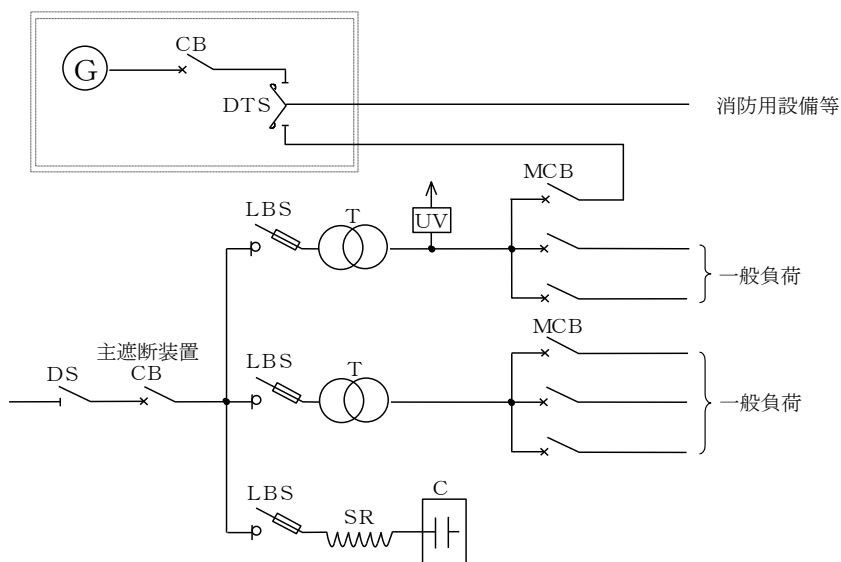
凡例 Wh：積算電力量計 MCB：開閉器凡例 RL：表示灯 F：ヒューズ

UV：不足電圧継電器 DTS：双投式電磁接触器 G：交流発電機 CB：遮断器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から積算電力量計までの間に設けること。

第23-8図e

低圧自家発電設備の例（自家発電設備に自動切替装置を設けた場合）



凡例 DS：断路器 LBS：負荷開閉器 CB：遮断器 T：変圧器

MCB：配線用遮断器 C：進相コンデンサー SR：直列リアクトル

G：交流発電機 UV：不足電圧継電器 DTS：双投式電磁接触器

(注) 不足電圧継電器は、双投式電磁接触器の一次側から変圧器の二次側までの間に設けること。

(6) 換気設備

屋内に設置する自家発電設備の運転に必要な給気及び室温上昇防止のための換気設備は、2(2)ア(ア)a(a)及び(b)によるほか、直接屋外に面する給気口及び排気口から有効に給気及び排気(以下「給排気」という。)が行える場合を除き、次に定めるところによること。なお、給気口は、当該建築物の開口部、空調用排気口及び煙道の出口等からの影響を受けない位置とすること。

ア 原動機の排気は、次に定めるところによること。

(ア) 排気筒は、直接屋外へ通じる専用のものですること。ただし、他の燃焼設備等の排気筒又は煙道と共用する場合には、当該原動機の性能が低下しないように設けること。

(イ) 原動機の排気消音器は、膨張形、吸音形等で、原動機の所要性能に影響を及ぼさない構造とするとともに、排気ガスの流れの方向を明示する必要がある構造のものは、その旨を明示すること。

イ 自家発電設備の設置場所に設ける換気設備は、燃料の種別により次によること。

(ア) 液体燃料を使用する場合

a 給排気に機械を用いるものは、当該設備専用とするとともに、不燃材料で造られた専用のダクトとすること。ただし、自家発電設備の設置されている室又はその部分以外の火災に対し、当該自家発電設備の運転に支障なく有効に給排気できる場合にあつては、この限りでない。

b 給排気の電源回路は、非常電源回路とするとともに当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できること。

(イ) 気体燃料を使用する場合

a 給排気に機械を用いるものは、(ア)によること。

b 漏洩した燃料ガス等を容易に排出できる排気口を、次により設けること。

(a) 燃料ガスの比重が空気に対して1未満の場合は、天井付近から排出できること。排気口の上端は天井面から0.3m以内に設置すること。

(b) 燃料ガスの比重が空気に対して1を超える場合は、天井付近と床面付近の2箇所から排出できること。天井付近に設ける排気口にあつては排気口の上端は天井面から0.3m以内、床面付近に設けるものにあつては排気口の下端は床

面から0.3m以内とすること。

c 漏洩燃料ガス等は、換気装置により直接大気に放出すること。

d 換気装置の起動により漏洩燃料ガス等に引火しないような措置を講じること。

ウ ア及びイと同等以上の方法により、有効に換気することができる場合は、この限りでない。

(7) 冷却装置

冷却装置は、次に定めるところによること。

ア ガスタービンを使用する場合は、(6)に準じて換気設備を設置すること。

イ 内燃機関でラジエター式のものにあつては、当該ラジエターの通風経路には、冷却効果に障害となるようなものを設けないこと。

ウ 内燃機関でラジエター式以外のものにあつては、次のいずれかにより自家発電設備を規則で定める各消防用設備の作動時間以上有効に運転することができること。

(ア) 自家発電設備の直近に専用の冷却水槽を設けるもの

(イ) 専用ポンプにより専用の冷却塔又は専用の冷却水槽から冷却水を循環させるもの

(ウ) 専用の高架水槽から冷却水を供給するもの

(エ) 冷却水槽を他の設備と共用するもので、冷却水槽に水位検出装置等を設け、他の設備の給水を停止等することにより、自家発電設備に必要な冷却水を供給するもの

(オ) (ア) から (エ) までに定める方法と同等以上の信頼性があると認められるもの

エ 減圧水槽を設ける場合は、当該自家発電設備の直近に専用のものを設けること。

オ 冷却設備にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できるとともに、これに係る電源回路は非常電源回路とすること。

カ 冷却水に係る配管は金属管とし、有効な防震措置が講じられていること。

キ 内燃機関に冷却水を供給する配管の開閉弁には、みだりに閉鎖することができないよう保護措置をすること。

ク 冷却水に係る各水槽は、2(2)ア(ア)又は(イ)並びに2(2)イ(ア)に定める位置に設けるものを除き、不燃材料とすること。

ケ 冷却水槽又は配管には、自家発電設備用である旨の表示をすること。なお、配管には流水方向を併記すること。

コ 冷却水槽には、冷却水が必要量の2分の1以上減水した場合、防災センター等へ警報を発する装置を設けること。

(8) 燃料の設置方法

原動機の燃料は、液体燃料又は気体燃料とし、燃料の設置等については、消防法（昭和23年法律186号）及び高压ガス保安法（昭和26年法律204号）等によるほか、次によること。

ア 液体燃料の場合

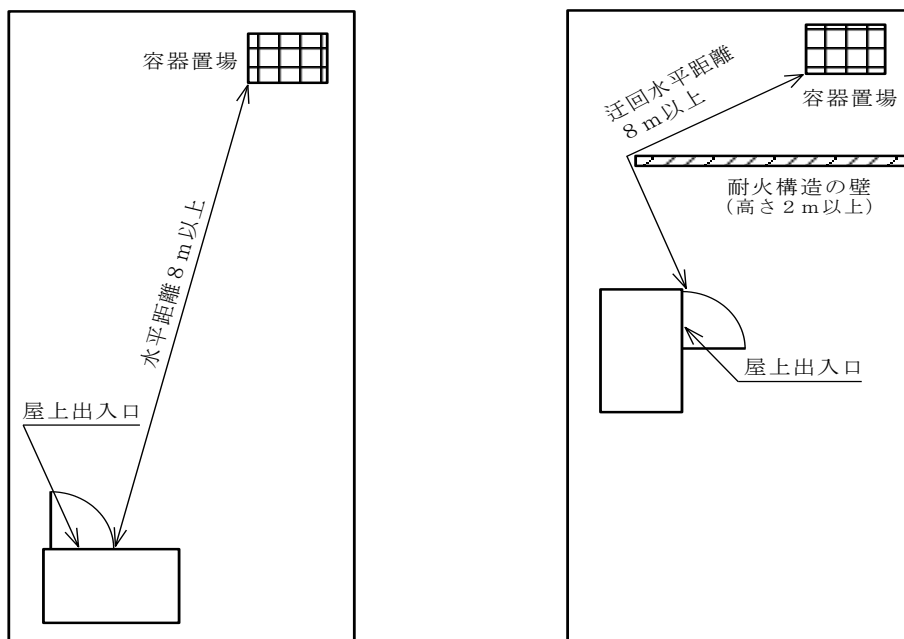
- (ア) 燃料タンクは、地震等による影響を受けるおそれが少ないように堅固な架台等の上に固定すること。
- (イ) サービスタンクを設ける場合は、運転に必要とする量を自動的に補給することができるものとする。なお、補給にポンプ等を用いるものは、当該自家発電設備の運転に伴い自動的に電源が供給できるものとし、その電源回路は非常電源回路とすること。
- (ウ) 自動補給する方式のものは、当該燃料タンクが自家発電設備を規則で定める各消防用設備の作動時間以上運転することができる量未満になったとき補給ポンプが自動的に作動すること。ただし、定期的な点検が有効に行われるもの、若しくは、防災センター等へ減量警報を発する装置を設けるものにあつては、この限りでない。
- (エ) (ア) 又は (イ) の燃料タンクには残量が容易に確認できる油量計を設けること。

イ 気体燃料の場合

- (ア) 燃料は、原則として屋外（地上に限る。）に設置すること。ただし、屋外に設置できない場合にあつては、軒高3.1m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものとする。また、燃料は燃料供給システムの各部をチェックできるよう気体燃料充てん容器（以下「容器」という。）1本（7m³）を増加すること。
 - a 屋外に燃料を設置する場合は、次によること。
 - (a) 通風のよい場所に貯蔵すること。
 - (b) 容器置場には、難燃性の材料を用いた軽量の日除け等を設け、夏期において日光の直射を1日6時間以上受けしないような措置を講じること。
 - (c) 容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じるとともに、引火性又は発火性のものを置かないこと。ただし、容器置場に高さ2m以上の障壁（厚さ90mm上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有する構造とすること。）を設けた場合（以下「耐火構造の壁」という。）は、この限りでない。

- (d) 容器置場には、消火器を設置すること。
 - (e) 容器置場には、ガス漏れ火災警報設備の検知器又はガス漏れ警報器を設け、防災センター等に移報すること。
 - (f) 容器置場には「非常用自家発電設備燃料置場」、「立入禁止」、「火気厳禁」の表示を掲げること。
 - (g) 容器は転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止するため、容器立てに十分な強度を有する鉄製のバンド等で固定すること。
 - (h) 貯蔵設備には、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直にその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設置すること。
- b 屋上に燃料を設置する場合は、aによるほか次によること。
- (a) LPGの貯蔵量は、1,000kg未満、LNGの貯蔵量にあつては、300m³未満とすること。
 - (b) LPGを設置した場合にあつては、漏洩ガスが屋上出入口から建物内に流入しないよう容器置場から水平距離又は迂回水平距離8m以内にある開口部は、常時閉鎖式（ガラスを用いる場合にあつては、網入りとすること。）の防火戸とすること。（第23-9図参照）
 - (c) 容器置場には、充てん容器が温度40℃を超えた場合に当該容器の設置面積1m²当たり、毎分5リットル以上の水量を30分以上連続して自動的に散水（孔あき配管等によって散水）できる固定式の散水設備を設け、容器を常に40℃以下に保つこと。

第23-9図 水平距離又は迂回水平距離の例



(イ) 燃料を設置しない場合は、次によること。

- a 燃料は、ガス事業者の中圧導管（0.1MPa以上1MPa未満の導管）から供給するとともに、ガス導管（ガス事業者のガスを製造する事業所又はガスを貯蔵する事業所の最終バルブから区分バルブの入側までをいう。）は、社団法人日本内燃力発電設備協会（ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会）で告示1号に適合している旨の評価を受けること。
- b 引込管ガス遮断装置を、次により設置すること。
 - (a) 引込管ガス遮断装置は、引込管（供給管（本支管から分岐して使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのガス導管をいう。）及び内管（使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界線から区分バルブまでのガス導管をいう。）の総称をいう。）の敷地引込部付近で、地上から容易に操作及び点検ができる、維持管理のしやすい場所に設置すること。
 - (b) 引込管ガス遮断装置は、ボールバルブ、プラグバルブ又はこれと同等以上の締切り性能を有するものを使用すること。
 - (c) 引込管ガス遮断装置である旨を見やすい位置に表示すること。
 - (d) 引込管ガス遮断装置には、開閉方向、常時開又は常時閉の表示を見やすい位

置に表示すること。

(e) 防災センター等に引込管ガス遮断装置の位置を明示すること。

(f) 高温となる場所及び衝撃を受ける場所には設置しないこと。

c 緊急ガス遮断装置を、次により設置すること。

(a) 内管には、当該建物の外壁を貫通する箇所の付近（建物内の外壁貫通部付近及び建物外の引込管ガス遮断装置から外壁貫通部までをいう。）に緊急ガス遮断装置を設置すること。

(b) 緊急ガス遮断装置の点検時等に際しても安定的に燃料の供給を確保できるようバイパス配管を設けること。なお、バイパス弁には開閉操作を防止するための封印等を行うこと。（第23-10図参照）

(c) 緊急ガス遮断装置のバルブ本体は、ボールバルブ、プラグバルブ又はこれと同等以上の締切り性能を有するものを使用すること。

(d) 緊急ガス遮断装置の遮断弁は次のような機能及び構造を有すること。

i 遮断弁は、専用で設置すること。

ii 遮断弁は、防災センター等から遠隔操作により直ちにガスを遮断できる機能を有すること。また、遠隔操作盤には、「緊急ガス遮断装置」と表示すること。

iii 遮断弁は、手動で開閉操作が可能とすること。

iv 遮断弁には開閉方向、常時開又は常時閉の表示を見やすい位置に表示すること。

v 遮断弁は、停電によって閉動作しないこと。

vi 遮断弁は、感震器等により連動遮断しないこと。

(e) 緊急ガス遮断装置である旨を見やすい位置に表示すること。また、設置場所等の扉等には、「緊急ガス遮断装置」の表示をすること。

(f) 緊急ガス遮断装置が設けられている付近にガス漏れ火災警報設備の検知器を設置すること。

(g) 緊急ガス遮断装置が設けられている場所には、非常用照明装置を設けること。

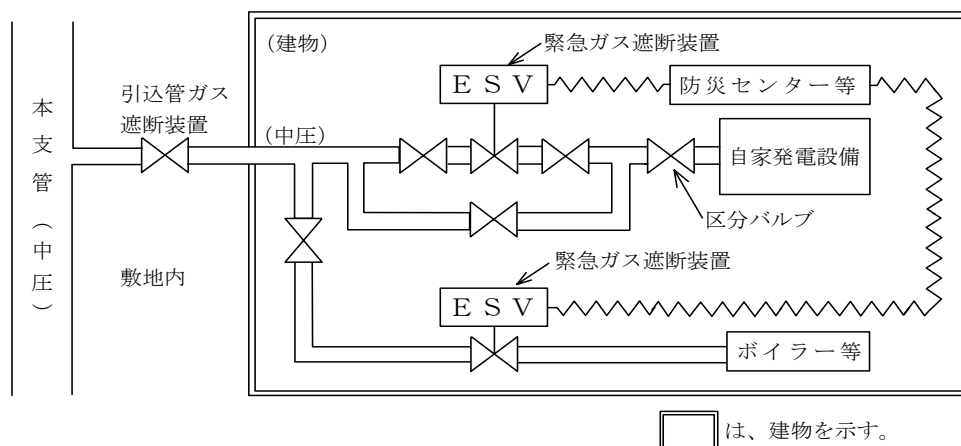
(h) 高温となる場所及び衝撃を受ける場所には設置しないこと。

(i) 容易に点検、操作ができる位置に設置すること。

(j) 内管に当該自家発電設備以外の配管を接続する場合は、当該自家発電設備以

外にも (a) から (i) ((b) 及び (d) vi を除く。) に準じて緊急ガス遮断装置を設けること。

第23-10図



d 配管等の貫通部は、次により措置すること。

- (a) 防火区画、防火壁等を貫通する場合は、その間隙をモルタル等の不燃材で埋めること。
- (b) 発電設備室で漏洩したガスが発電設備室外に流出しないようにするため、配線、配管等の貫通部に適切な措置を施すこと。
- (c) 建物外壁で漏洩したガスが周辺に滞留したり、建物等へ流入しないように適切な処置をすること。
- (d) 建物外壁、梁の貫通部において配管接合部を設けないこと。
- (e) 配管は、地震時の地盤変位を吸収する配管系となるよう設計すること。
- (f) 配管は、外壁貫通部における不等沈下対策を講じること。また、不等沈下対策を講じた配管の外壁貫通部付近に設置する固定支持部は、発生する応力が屋内配管に伝達しないよう堅固に支持すること。
- (g) 土中埋設部において外壁を貫通する場合の貫通部配管は、プラスチック等の被覆を施したものを使用すること。

4 蓄電池設備

(1) 蓄電池設備の構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、2 (1) エによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する蓄電池設備は、認定品又は蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号。以下「告示2号」という。）に適合すると認められるものによるほか、次によること。

イ 蓄電池設備の容量

(ア) 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合は、3（1）イ（ア）によること。

(イ) 一の防火対象物で複数の消防用設備等に供給する場合の容量は、当該消防用設備等の容量の合算値とすること。

(2) 設置場所

蓄電池設備の設置場所及び構造は、2（2）の例によること。ただし、「非常電源専用受電設備及び高圧受電設備」とあるのは「蓄電池設備」、「告示7号」とあるのは「告示2号」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定蓄電池設備等」と読み替えること。

(3) 保有距離

蓄電池設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第23-4表に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-4表

[単位：m]

保有距離を確保し なければならぬ部分 機器名	操作面(前面)	点検面	換気面	その他の面	周囲	列の相互間	相対する面				発電設備又は蓄電池設備	
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	—	—	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	—	0.6	—	0.1	—	☆ 0.6	—	—	—	—	—
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	—	—	—	—	—	—	—

備考：欄中☆印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあつては、1.0m以上離れていること。また、欄中の—は、保有距離の規定が適用されていないものを示す。

(5) 換気設備

換気設備は、2 (2) ア (ア) a の例により設けること。

(6) 警報装置

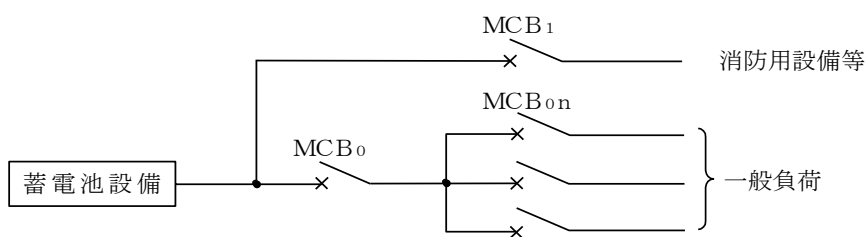
蓄電池設備に減液警報装置が設けられているものは、容易に人が確認することができるものを除き、防災センター等へ警報を発すること。

(7) 蓄電池設備の接続方法

ア 一般負荷回路が火災等により、短絡、過負荷、地絡等を生じた場合、当該非常電源回路に影響を与えないようにするため、蓄電池設備と負荷の結線方法は、過電流遮断器等を、次の第23-11図の例により設けること。ただし、第23-11図に掲げるものと同等以上と認められる性能を有する場合にあつては、この限りでない。

(ア) 主遮断器の1次側より分岐するものは、第23-11図aによること。

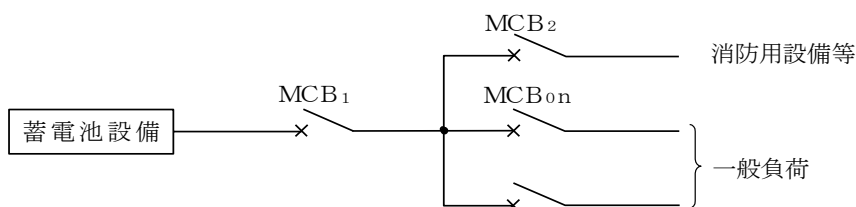
第23-11図 a



(注) 一般負荷の主遮断器 (MCB0) の定格電流は、一般負荷の配線用遮断器 (MCB0n) の定格電流の合計以上とすること。

(イ) 主遮断器の2次側より分岐するものは、第23-11図bによること。

第23-11図 b



(注) 主遮断器 (MCB1) の定格電流は、配線用遮断器 (MCB2及びMCB0n) の定格電流の合計以上とすること。

イ 蓄電池設備の充電装置への配線は、配電盤から専用の回路とすること

5 燃料電池設備

(1) 燃料電池設備の構造及び性能

燃料電池設備の構造及び性能は、2 (1) エによるほか、次によること。

ア 非常電源として使用する燃料電池設備は、認定品又は「燃料電池設備の基準」（平成18年消防庁告示第8号。以下「告示8号」という。）に適合すると認められるものとする。

イ 燃料電池設備の定格出力

3 (1) イ (ア) から (エ) によること。ただし「自家発電設備」とあるのは「燃料電池設備」と読み替えること。

ウ 常用電源が停電した場合の燃料電池設備からの送電は、3 (1) ウによること。

エ 常用防災兼用燃料電池設備にあつては、3 (1) エによること。

オ 気体燃料とする燃料電池設備を設置する防火対象物には、ガス漏れ火災警報設備の検知器を3 (1) カ (ア) から (エ) により設置すること。

(2) 設置場所

燃料電池設備の設置場所及び構造は、2 (2) (ア) 及び (ウ) の例によること。

ただし、「非常電源専用受電設備及び高圧受電設備」とあるのは「燃料電池設備」、「告示7号」とあるのは「告示8号」、「認定キュービクル等」とあるのは「認定燃料電池設備等」と読み替えること。

(3) 保有距離

燃料電池設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう第23-5表に定める数値以上の空間を確保すること。

第23-5表

[単位：m]

保有距離を確保 しなければならない部分 機器名	操 作 面 (前 面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	相 対 する 面				発 電 設 備 又 は 蓄 電 池 設 備	
					操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュービク ル式のもの	キュービクル 式以外のもの
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0

(5) 換気設備

換気設備は、2 (2) ア (ア) a の例によるほか、直接屋外に面する給気口及び排気口から有効に給排気が行える場合を除き3 (6) イ (イ) b から d によること。なお、給気口は、当該建築物の開口部、空調用排気口及び煙道の出口等からの影響を受けない位置とすること

(6) 燃料の設置方法

燃料の設置等については、3 (8) イによること。

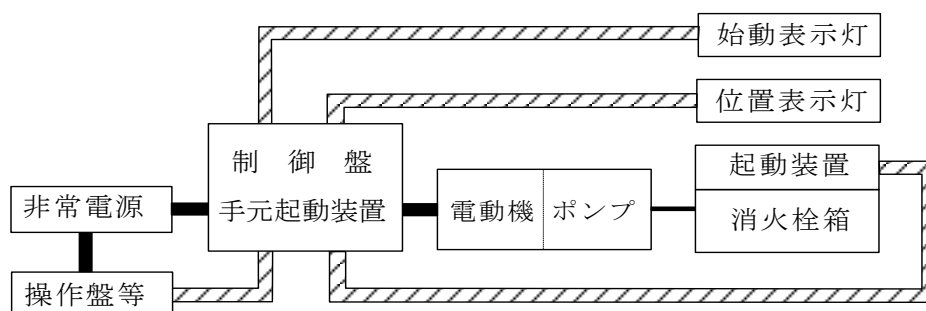
6 消防用設備等の配線の耐火・耐熱保護範囲

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路（以下「非常電源回路等」という。）は、他の回路による障害を受けることのないよう耐火配線又は耐熱配線で保護をすること。保護をする範囲にあつては、消防用設備等の種別により次によること。

(1) 屋内消火栓、屋外消火栓

屋内消火栓及び屋外消火栓の非常電源回路等は第23-12図aの例によること。

第23-12図a

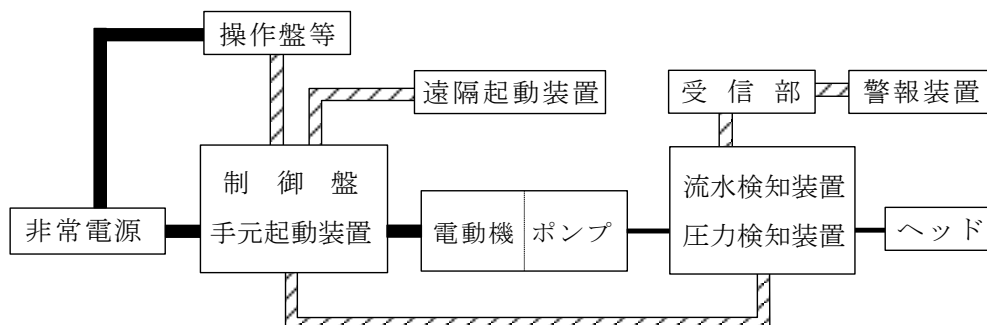


- 1 厚黒線は耐火配線、斜線は耐熱配線、細黒線は一般配線、細点線は水道管又はガス管を示す。
- 2 非常電源専用受電設備の場合は、建物引込点より適用される。
- 3 蓄電池設備を受信機等の機器に内蔵する場合は、機器内の電源配線を一般配線とすることができる。

(2) スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源回路等は第23-12図bの例によること。

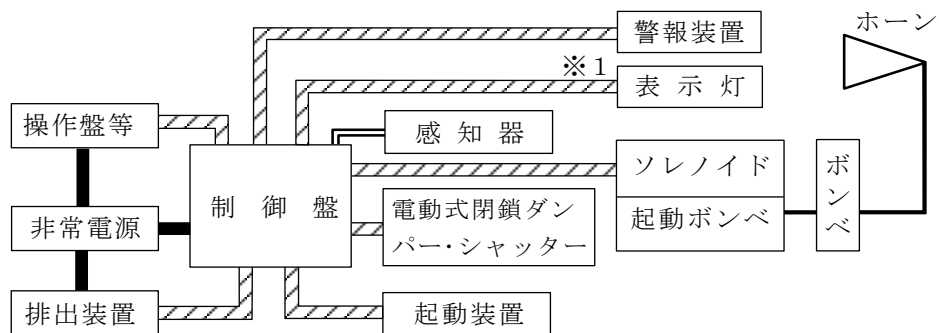
第23-12図b



(3) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の非常電源回路等は第23-12図cの例によること。

第23-12図c

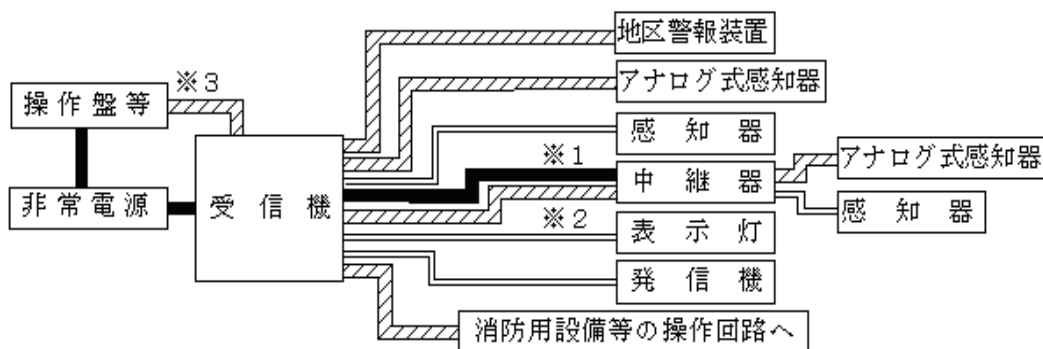


※1 防護区画内を通る表示灯の配線は耐火配線

(4) 自動火災報知設備

自動火災報知設備の非常電源回路等は第23-12図dの例によること。

第23-12図d



※1 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でもよい。）

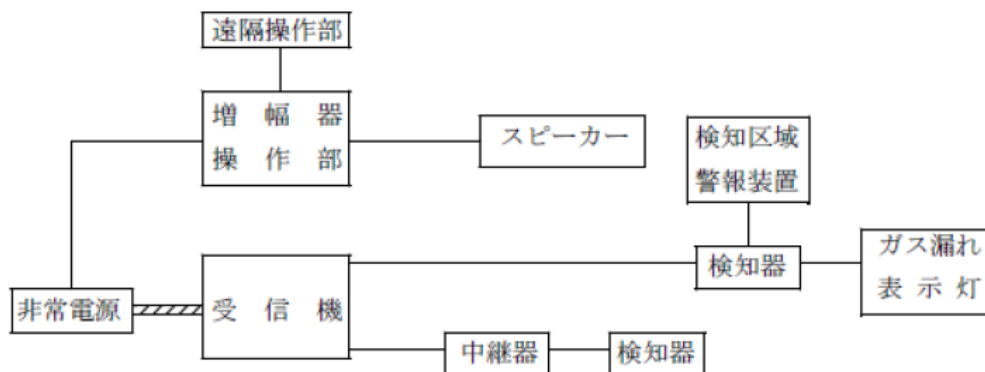
※2 発信機を他の消防設備等の起動装置とする場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐火配線とすること。

※3 受信機が防災センター等に設けられている場合は、一般配線でもよい。

(5) ガス漏れ火災警報設備

ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は第23-12図eの例によること。

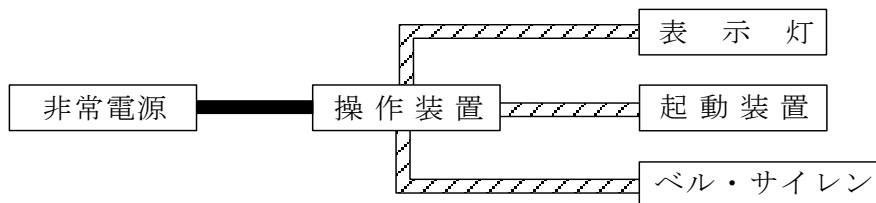
第23-12図e



(6) 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンの非常電源回路等は第23-12図fの例によること。

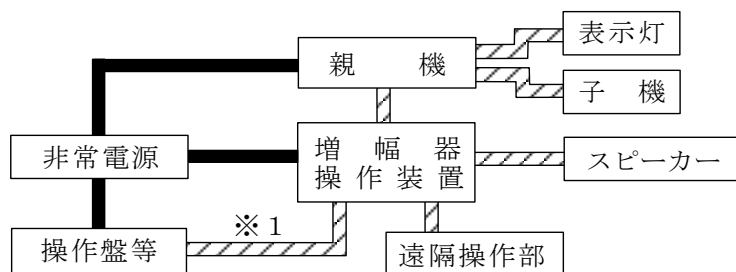
第23-12図f



(7) 放送設備

放送設備の非常電源回路等は第23-12図gの例によること。

第23-12図g

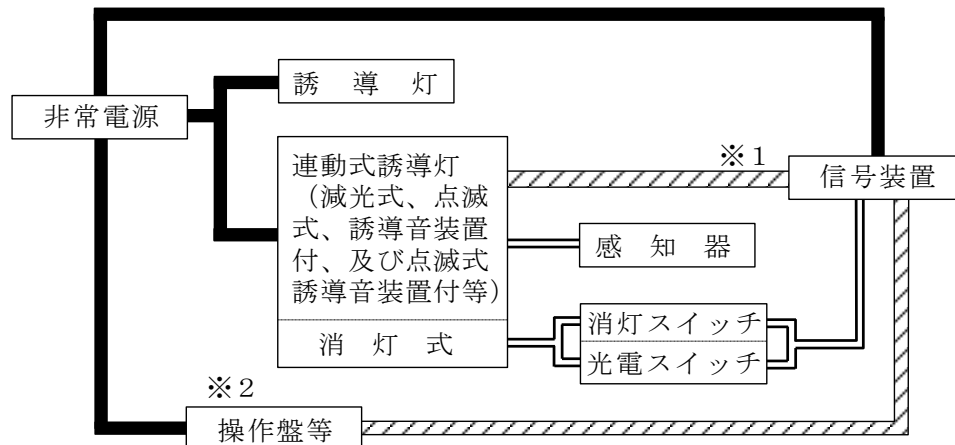


※1 増幅器、操作装置が防災センター内に設けられる場合は、一般配線でもよい。

(8) 誘導灯

誘導灯の非常電源回路等は第23-12図hの例によること。

第23-12図h



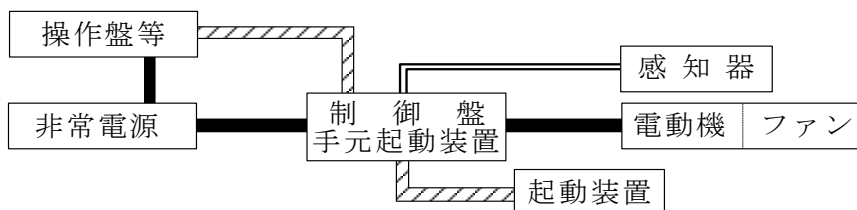
※1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合、一般配線でもよい。

※2 防災センター内に設置されている機器相互間の配線は、一般配線でもよい。

(9) 排煙設備

排煙設備の非常電源回路等は第23-12図iの例によること。

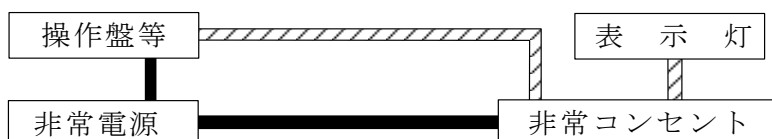
第23-12図i



(10) 非常コンセント設備

非常コンセント設備の非常電源回路等は第23-12図jの例によること。

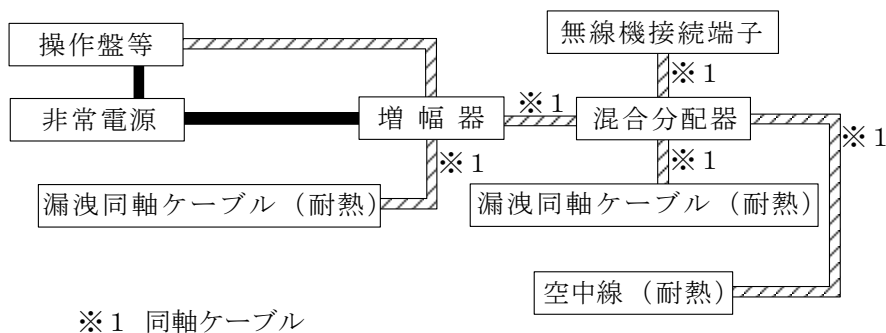
第23-12図j



(11) 無線通信補助設備 (増幅器を設置する場合に限る。)

無線通信補助設備の非常電源回路等は第23-12図kの例によること。

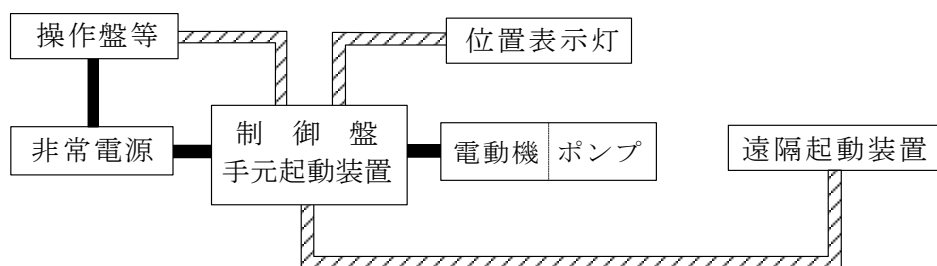
第23-12図k



(12) 連結送水管、消防用水（加圧送水装置を設置する場合に限る。）

連結送水管、消防用水の非常電源回路等は第23-12図lの例によること。

第23-12図l



6 耐火耐熱保護配線の工事方法

耐火、耐熱保護配線の工事種別及び布設方法は、第23-5表によること。

第23-5表

電線の種類		工事方法
耐火配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト 	<p>1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。</p>
	耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。
耐熱配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロブレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロブレンシースケーブル ・バスダクト 	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により布設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に布設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p>
	耐熱電線 耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。